明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二十一　荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置

二十二　コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

二十三　燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあっては、当該弁の遠隔制御装置

二十四　ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置

二十五　平成二十七年一月一日以後に建造契約を締結し建造がされた船舶でその建造の後事業の用に供されたことのないもの（同日前に建造契約を締結し建造がされた船舶でその建造の後事業の用に供されたことの取得を除く。）以下この号において同じ。）をする船舶にあっては、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む。）が承認（当該条約の発効前の承認を含む。）をしたバラスト水処理装置（同日以後に取得をする船舶でその取得の時において当該装置を有していないものの当該船舶に設置する当該装置を含む。）

別表二　内航船舶

番号	船舶
1	総トン数が二千トン未満の船舶で第一号から第四号までに掲げる装置、機器及び船型（第五号から第七号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第五号から第七号までに掲げる機器及び装置並びに第一号から第四号までに掲げる装置、機器及び船型）の全てを有しているもの 一　別表一第一号から第六号まで及び第八号に掲げる装置 二　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 イ　燃料油（加熱を要するものに限る。） ロ　A重油専用発電機関 ハ　ターボ・ジェネレーター 三　推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ又はプロペラ前部放射状型取付翼に限る。） ロ　推進効率改良型舵（サイドスラスター、整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） ハ　船尾装着フィン ニ　燃料改質器 ホ　空気潤滑システム ヘ　船首方位制御装置 ト　バトックフロー船型 チ　エラ船型 リ　船尾バルブ ヌ　バルバスバウ 四　LED照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。） 五　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 六　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 七　船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、船舶自動識別装置
2	総トン数が二千トン以上の船舶で第一号から第七号までに掲げる装置、機器及び船型（第八号から第十一号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第八号から第十一号までに掲げる機器及び装置並びに第一号から第七号までに掲げる装置、機器及び船型）の全てを有しているもの 一　1の項第一号及び第二号に掲げる装置 二　推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ又はプロペラ前部放射状型取付翼に限る。） ロ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） ハ　船尾装着フィン ニ　燃料改質器 ホ　空気潤滑システム ヘ　船首方位制御装置 ト　バトックフロー船型 チ　エラ船型 リ　船尾バルブ 三　サイドスラスター 四　衛星航法装置 五　衝突予防援助装置 六　LED照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。） 七　バルバスバウ又はバルブレス船首船型 八　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 九　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 十　コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置 十一　船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、船舶自動識別装置

別表三　作業船

次のいずれかに該当する原動機を有している船舶

一　海防法施行令第十一条の七の表第一号中欄イからヘまで及び第二号中欄イからハまでに掲げる原動機（平成二十七年改正令附則第二項各号に掲げるものを除く。）であって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が次に掲げるその使用する放出海域の区分に応じそれぞれ次に定める値以下となるもの（次に掲げる放出海域のいずれにおいても使用するものにあっては、イに掲げる放出海域で使用する場合にはイに定める値以下となり、ロに掲げる放出海域で使用する場合にはロに定める値以下となるもの）

イ　海防法施行令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる放出海域　同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出基準の値に二十分の十九・五を乗じて算出された値

ロ　海防法施行令第十一条の七の表第二号上欄に掲げる放出海域　同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値

二　平成二十七年改正令附則第二項各号に掲げる原動機のうち平成二十七年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるもの

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部二、二〇円（本体二、三四〇円）　（配送料別）